

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649

FAX(03)329915367

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No11541663

購読料 月額500円 6カ月前納制

「九三年宣言」草案の「合憲論」

■巻頭言■

憲法九条改悪阻止、社会党解体を許すな

2

「九三年宣言」草案に「合憲論」

2

—— 綱領的文書にならない願望の羅列 ——

資料1 九三宣言(仮称)草案(全文・上)

6

資料2 連合指導部にぎぜんとした対応を(香川)

10

資料3 「軍備国防」は「軍備亡国」である(沖縄)

12

資料4 基本政策転換は党の自殺行為(宮崎)

13

資料5 党内民主主義ふまえ決定を(佐賀)

14

仏社会党敗北の原因と将来

15

—— 社会党大敗に終わった仏総選挙(二) ——

『紙ひとえの選択』出版一周年の集い

18

読者からのおたより

18

旬刊 社会通信

NO. 540

一九九三年六月一日

一九九三年六月一日発行
(毎月一日・十一日・二十一日三回発行)

■ 巻頭言 ■

憲法九条改悪阻止、社会党解体を許すな

社会党は今、解党の危機にある。「九三宣言」草案は、それをさらに加速させるかのようだ。

このようなとき、「憲法九条改悪阻止！山岸・日経連による社会党ジャックを許すな！」をメインスローガンとする「全国社会党員総決起集会」のよびかけが発せられた。時機に適した提起である。よびかけはこう訴えている。

「全国の社会党員の皆さん！

私たちの社会党が危機に瀕しています。

この間日経連は、我が党に対し『政権をとりたいたなら、新宣言を改正して国防を肯定せよ』と一貫して迫ってきました。そして今、山岸連合会長らによって、『自衛隊合憲論』を『九三宣言』に盛り込ませるべく圧力がかけられています。

同時に、『選別推薦』や、一部国会議員集団による他党との連携の動きが推進され、更には選挙制度改革でも、只々、『政界再編』新党結成』を急ぐために、『連用制で妥協せよ』の声まで上げられはじめました。

我が党が『自衛隊合憲論』にふみこみ、自民党の後追いをするようになってしまったら、社会党の存在意義自体がゆらぎます。否、平和憲法がゆらぎます。我が党が、羽田・小沢如きと手を組んで『選挙制度改革』に走るようなことがあつては、国民から見放されます。

全国の社会党員の皆さん。もう黙ってはいられません。

地域・職場の草の根党員の思いを行動で示しましょう。力を合わせ、『護憲の党』を守り抜きましょう。」

日時は六月三日、午後六時。場所は日本教育会館。万難を排し、「護憲の社会党」を守りぬくことこそ、日本と世界の平和を守りぬく道である。「イザ鎌倉」の心意気で総決起することである。

「九三年宣言」草案に「合憲論」

「綱領的文書」にならない願望の羅列

貧弱な構想とアピール力のない文章

赤松書記長を委員長とする起草作業小委員会の「九三年宣言」草案が発表された。「九三年宣言」という「綱領的文書」がいま必要とするものが社会党にあるのだろうか。「新

宣言」から八年、この間の社会党の政策と運動は、財界と官僚、そしてマスコミに迎合することによって翻弄され続けてきた。そのため政策・方針は大きくゆれにゆれて右傾化してきた。社会党の第一線は中央執行部への不信、国会議員団への怒りが蓄積されてきている。それと併行的に活動家・一般党員の無気力化、活動力の低下が顕在化してきて、大衆運動は解体し、『社会新報』などの党出版物が減少の一途をたどっている。

社会党の組織基盤であり、大衆的共闘運動のパートナーであった総評運動は「連合」として代えられ、「連合」は一部の加盟組合を除いて運動のない労働組合組織となり、社会党への圧力団体となっている。それらの各単産幹部は「労働貴族」といわれるように組合員とかい離し、経営陣や政府官僚とのユチャクを深めている。

このような社会党の現実のなかで、「綱領的文書」を改訂するにすれば改悪にならざるをえまい。現に「社会党は、なんのために『九三年宣言』作成するのか、と改めて問いたい。『社会党は変わった』と国民に訴えたいというのが原点のはずではなかったのか。だが、出上がった草案を見ると、依然、言葉いじりでイメージだけを変えようという伝統的手法の域をほとんど出ていない。」（読売五月十五日社説）とか、「社会党が二一世紀に向けて日本をどう進めていこうとしているのか、具体的方向づけがさっぱり見えてこない。」（毎日五月十五日社説）と迎合したはずのマスコミ関係からまで批判されるほど評判はよくない。

草案の内容はお世辞にも「これがわが党の綱領であり、日本の進路を示しています」とはいえない。一年か二年の方針に毛が生えたという程度の文章である。「綱領」というには、構成にしても現社会の分析にしても新聞記事程度の迫力ではない。「めざすべき新日本の姿」とか「生活優先社会」とかといっているが、そこに言葉があるだけで、新しい変革路線の提起としてはあまりにも貧弱で、国民に訴えるものが稀薄に過ぎよう。綱領というものは国民には希望と信頼を与え、党員には党の進むべき方向を明示し、中央指導部に求心力をもたせるものでなければ役に立たない。「新宣言」よりも理論的にも低俗であり、いずれの角度から見ても明らかに失敗作である。

「綱領」とは何か——願望の羅列ではダメ

「九三年宣言」草案は、これから五月十九日の党都道府県代表者会議への説明、六月三日事実上執行部として確認、下部討議を本格化させるという。十二月の党全国大会で決定するわけだが、大会提案の最終案は九月になるといつている。この間、社会党員はこの草案に対して本格的に論争を開始しなければならない。われわれ護憲派は今日のきびしい支配層の全面的な攻撃の本質は何か、日頃の学習を基礎に反撃しなければならない。山花・赤松ラインの現執行部は、党内論議はできるだけ「ガス抜き」程度にして切り抜きたい意向がミエミエであり、議論は議論、意見は意見として分離して宣言の内容とは無関係に進行させようという考えであるという。県本、総支部などの決議や意見の取扱いをどうするのか、本来ならばそれを集約し、少なくとも重要な多数意見は草案に反映させなければ党内民主主義が存在しないことになる。相変わらず「上達下達」の封建制社会のやり方から一歩も出ていない。

社会の変革をめざす政党の綱領とはどういうものかというならば、①まず日本と世界の関係において資本主義経済を分析、②次にわが国の自民・財界の政治支配の分析（国家権力の実態を明らかにする）を行い、③現在の日本社会を構成する各階層の分析も重要である。④この分析のうえに立って社会変革の主体勢力がどうなっているか、を分析しなければ党の方向はでてこない。

このような分析のうえにわれわれの連合政権の獲得はこういうコースと姿と形をとって行われるだろうという確信性を述べたものでなくては政党の綱領とはいえない。綱領的文書というのは綱領にはおよびもせぬからということなのだろうか。今度の草案は願望が先に立っている感じであり、実現させるプロセスもなく、ただ「おいしい政策」が幅広く並べてある。これでは政権をとるために党と党員は何をやるのか少しも明らかではない。これでは「新宣言」の方がまだましだといわれてもしかたがあるまい。

社会党に対して、財界をはじめとする保守支配層が強く求めているのは「第二保守党への脱皮」である。そのために「政権」をエサに、基本政策の根本的な転換をはかり、自民党並みにさせようとしているのである。マスコミと連合は一部を除いて完全に近いほど財界や政府の御用機関になっている。したがってこれら支配層に迎合するためには、「九三年宣言」草案程度では喜ばれない。政策・方針が自民党や日本新党とほとんど違わないものでなければ社会党攻撃は止まらないであろう。

朝、毎、読三大全国紙の社説を読むとこの点がはつきりしてくる。朝日は、「社会主義の実験が失敗に終わった」から「社会党が従来の路線を根本から変更するのは当然だろう」といい、毎日 は全体として及び腰の印象を強めるだけで、『政権の党』へ脱皮するという迫力が伝わってこないといっている。

読売はもともと単的に「社会党が『変った』とわかってもらうためには、日米安保、自衛隊、原発など、いわゆる基本政策を明確に変更する以外にないことは最初からはっきりしていた」と述べている。

このように日本の支配階層（独占資本）の「社会党改革」の焦点はビタリとアメリカ流の二大政党づくりに当てられており、そのためにあらゆる策動をすすめているといえる。「九三年宣言」について、彼等反動勢力はマスコミと山岸連合など使って、十二月の全国大会で決定が行われるまでいろいろと執拗に赤松草案のさらなる改悪を要求して策動をくり返すにちがいないとわれわれは考え、これへの対応もきびしく行うべきである。

創憲論の馬脚が見えた

赤松草案の「結び」のところで、「その新時代に、消極的で現状維持的な護憲では憲法の理念を実現できない。われわれは積極的で現状変革的な護憲、つまり創憲の党である。」とひらき直っている。創憲論はいうまでもなく「解釈改憲」であり、何も変革の意思などは少しもない。自民党と財界と御用学者達は、自衛隊合憲ということで一貫して軍備の拡大をすすめてきており、創憲論も「九三年宣言」のなかで解釈改憲をしてみせてくれる。

北海道大学教授の山口二郎氏は「創憲とは何か」というテーマで今年の二月に平和経済

計画会議の主催した「議員セミナー」で講演しているが、そのなかで話していることと草案の「自衛隊合憲」（一応条件付だが実際は条件がないと同じである）と同じことである。山口説は、①前田哲男氏の編集した『自衛隊をどうするか』（岩波新書）を評価、「純粋に防衛的な組織を編成することは（島国なので海を超えて移動しないことにすれば）可能である、とする。

②憲法第九条の想定する中で軍事力でない自衛組織を構成し、その枠組みの中に今の自衛隊を改革し、編入していく。

③「今の自衛隊の定員では、純粋な防衛組織とは言えない。そこで、警察予備隊が発足した当時の七万人程度の定員に縮小する」

④「治安出動条項を廃止する。」

⑤「PKOに参加する場合にも武力の行使をしないといけないというのが憲法の率直な解釈」だが、「そこで憲法の中に、特則を設けて、PKOについてはこの限りにあらずとする」というものである。

草案の方は山口氏の考えをマネしたものが少し違うのは、軍縮過程をすべて合憲だというのである。その軍縮は、「安全保障基本法」で行うとしているが、基本法の内容については①非武装の国家理念、②軍縮年次計画、③普遍的安全保障の推進、④非核三原則・武器輸出禁止三原則・文民統制の完全実施などをいれるといっている。

しかし「軍縮年次計画」や「非武装の国家理念」などを社会党は本気で考えていないし、草案だけのゴマカシになる可能性が強い。現にこの基本法草案を内閣法政局に依頼しているがそのなかには含まれていないといわれている。

何よりも重要なことは、「軍縮の」この過程において自衛権内の最小限自衛力は憲法の許容するものとなる。」と勝手に「過程合憲論」を展開していることである。武力をもつ軍隊（自衛隊）は小さくとも大きくとも違憲であって、憲法は自衛戦争も認めていない。自衛の手段としては、国民の武器をもたない大衆運動、ボイコット、労働者のゼネストなどでたたかうべきである。まず他国から日本が侵略されるなどということは考えられない。防衛のための小さい軍隊とやってきたのは自民党であって、これを今さら何故決めなければならぬのか。

外交の努力、軍備以外の国際貢献など日常的努力を行うならば自衛隊はいらない。過渡的には国土建設隊の創設、海上保安庁の強化などによって領海と領土は十分に守れるのである。

「九三年宣言」で田辺右派と山岸連合派、そして財界筋が求めているのは、保守二党をつくるために、現在の自民党と同じ土俵にあがるように、ということである。何故社会党が第二保守党になってまで政権にありつく必要があるのか。今の自衛隊を完全に合憲として認めたとしても、それによって社会党が政権をとれる保障はどこにもない。むしろ勤労国民に見捨てられ、自民党が続くだけである。

（社会通信政権研究室・次号に続く）

資料1 九三年宣言（仮称）草案・（上）（社会党、九三・五・一三）

はじめに

1、新しい時代が始まった。「新宣言」を創造的に発展させ、社会民主主義の方向を鮮明にする新しい政策をうちだすときがきた。われわれはすべての女性と男性とともに日本のために責任をひきうける。われわれはどんな日本と世界を望み、どんな理念と政策で日本国民と人類の新しい可能性をひらくのか、それをここに宣言する。

一、めざすべき新日本の姿——自律・分権・循環型の生活優先社会を

2、われわれの基本理念は自由・公正・連帯である。「連帯と共生」は人々が協同しあい、自然とともに生きることであり、人間が社会的かつ自然的存在であることに基づいている。「公正と公平」は一切の差別の否定、権利と機会の平等であり、すべての人間が最高価値であることに基づいている。「自由と自律」とは自らの問題を自ら決定できることであり支配からの自由と参加する自由を含んでおり人間が理性的かつ個性的存在であることに基づいている。この三つの基本理念に基づいて平和・人権・環境・福祉・分権など五つの基本目標を実現する。これらの理念と目標を具体化する生活優先社会を、公正原理に基づく多様な手段とたゆみのない民主主義的改革によって、一步一步実現する永続的な過程が社会民主主義である。

3、現在の日本は産業優先社会である。それは①資源を大量に使い捨て、環境を壊す資源使い捨て型、②政治力も経済力も中央政府と一部団体・個人に不公平に一極集中する大規模集中型、③地域や個人の自律性を認めず、中央が画一的に決定する中央集権官僚型という特徴をもっており、それはいま、ゆき詰まっている。われわれの新社会は生活優先社会である。それは①資源を再生しつつ活用し、自然も男女も共生しあう循環型、②政治力も経済力も自治体―政府―国際機関と多くの団体・市民に公平に分散する分権型、③地域や個人の創造性を最大限に尊重する自律型という特徴をもっている。

4、ソ連・東欧の崩壊は、一党独裁・計画経済・生産手段国有など社会主義的手段の誤りを証明した。われわれは市場経済と私的所有による市場原理を基礎とする。しかしそれだけでは公平な分配も環境保全もできず、誘導と規制による公正原理が必要である。われわれはこの二つの原理を適切にくみあわせた混合経済の土俵にたち、議会制民主主義を直接民主主義で補完する。それは弱肉強食の自由競争とも、中央集権的な計画経済ともちがう第三の政治経済システムである。

5、われわれは同じ土俵の上で、保守党の市場原理重視に対し、公正原理重視で対抗する。保守党は、規制緩和、民活、自立・自助、分離課税比例税率を主張する。われわれは二次・

三次産業等の市場分野は自由競争を原則として大幅に規制緩和するが、自然環境や社会資本、そして教育・医療・食糧などの公共性の高い分野は、必要な公的規制のもとで、可能なかぎりの競争を進める。「小さな政府と大きな自治体」による公的規制を労組など市民諸団体や世論の力で補完する。われわれは、総合累進課税を重視する。また、個人の自助にまかすでも公的福祉にたよるのでもなく、それらと地域の共闘を適切にくみあわせた福祉社会をめざす。

一、共生市場経済——環境と共生する循環型産業を

6、われわれは効率と量の経済から生活と質の経済へ転換して、持続可能な内需主導型成長を実現する。環境は経済の基礎であり、環境に非合理なものは経済にも非合理である。産業は自然に害を残さない限りで資源をとりだし、環境に適合する限りの財を生産する原則をたてる。その原則はエネルギー—原材料—生産—流通—消費—廃棄の全過程を貫徹すべきである。そのために環境を害する過程を環境にやさしいものにかえる。環境権・住民参加・情報公開・アセスメント法制化を環境基本法に宣言し、環境税など税財政上の刺激で、環境に有害なものは高くつき、適切なものは有利にする。

7、原子力は核廃棄物などの問題を、また化石エネルギーは炭酸ガスによる地球環境問題をそれぞれ抱えている。われわれは脱原発の日本をめざし、さらに再生可能で小規模分散型の自然エネルギー中心体系への転換を図る。そのため、抜本的な省エネを進め、天然ガスなど低公害性化石エネルギーの比率を大幅に高める一方、太陽エネルギーなど自然エネルギーを導入していくなかで、原子力を縮小し、化石エネルギーも徐々に縮小していく。

8、エネルギーの現状は九五%近くを化石エネルギーと原子力に依存し、電力の三〇%近くを原子力に依存している。これらの資源で国民生活も経済も成立しており、われわれはこの現状から出発する。したがって原発は安全性の厳しいチェックをしながら、代替エネルギー確立までの過渡的エネルギーとして認める。われわれは安全性の原則を最優先し、自主・民主・公開の原則を完全実施する。われわれは、①脱原発の目標②原発・化石エネの縮小計画③省エネ・自然エネの促進を、新エネルギー促進基本法に規定する。

9、われわれは工業原材料について石油など地下資源依存から、植物など地上の自然資源依存への転換を図る。また高温・高圧の生産過程から、動植物・微生物による常温・常圧の生産方法の応用などで省資源の生産過程へ転換し、それに必要な技術革新を進める。

10、地域の豊かな生産物の多くは現在、いったん中央市場に集められ、複雑な過程を経て再び地方に配送されている。われわれはこのような広域流通システムから、地場生産Ⅱ地場流通中心システムに転換し、流通機構の改革や規制緩和や円高差益の還元によって内外価格差を解消する。

11、廃棄物を必ず再利用するなど自然循環の中にくみこみ、くみこめないものは作らないようにする。そのために処理費用の製造者負担の原則を確立し、税財政面で支援する。

12、大企業は経済活動の主体であるとともに社会の基礎単位でもある。企業は開かれた公正な競争のもとに社会的責任と企業倫理を確立し、会社中心主義から脱して個人を尊重すべきである。われわれは企業に、労働分配率・配当性向・下請分配率・社会貢献度・環境負担を大幅に高めることを求める。企業の地方分散と、地域・地場産業の育成によって「経済の地域化」を進める。専門性と柔軟性をもつ中小企業の群生こそ経済活力の源泉であり、低利融資や協同化、大企業との対等な分業関係等により育成する。大企業の市場・地域支配を排し、中小企業と大企業が共存する地域経済をめざす。

13、生活優先経済とは労働と消費を充実させることである。労働時間と自由時間を生活者が自ら決定する「時間主権」の確立とワークシェアリングが必要であり、自己実現としての創造的労働を求める。労働は人間化されるべきである。この目標は、労働条件のみならず労働内容についても労働者が協同決定する体制によって達成される。絶えざる技術革新も、この目標に貢献するものでなければならぬ。経営、労働、消費者による社会的協議の場を設置し、安全で環境にやさしい製品を求める消費者の権利を保障する。企業は株主、従業員、消費者に必要な情報を開示しなければならない。

三、自立する地域社会 共に生きる田園都市を

14、われわれは地域社会の自発性に基づく、国際化と個性ある地域活性化を進める。人も企業もより高度の都市機能とともに田園の機能も求めている。一つの地域で都市機能と田園機能が調和し、居住、産業、教育の各地区や一次、二次、三次の各産業がバランスよく配置された小規模分散型の田園都市が必要である。広域ブロックごとに中枢都市・中小都市・農山村が機能分担して補いあい、交通、通信、文化など相互に緊密なネットワークを築き、どこからでも都市機能と田園機能を楽しむことができるようにする。

15、農業・農村の再生は、単なる経済的視点だけではなく、安定した食糧需給構造をつくる国民的・国際的視点、および緑を守る自然環境保全の視点から、トータルにとらえるべきである。それが田園都市の条件でもある。われわれは「協同複合経営」で環境保全型産業として再生する。①兼業農家を含めた地域協同化で経営規模拡大を図り、②地域複合経営を確立して、有機農業を普及し、食料の安全性と食味を高めながら環境を守る。食文化の基礎であるコメ等の市場開放は行わず、中山間地に所得補償を行う。

16、われわれは労働組合や協同組合、ボランティア団体や消費者団体、財団・社団法人などの営利を目的としない協同の精神で結ばれた社会的諸団体を奨励・育成する。これらの

多種多様な自立した団体が、企業や自治体と連携をとりながら地域づくりに参加し、女と男、健全者と障害者、子どもと高齢者が共に生きる地域社会を実現する。

17、われわれの社会は、女性差別の克服を目標とする。女性差別の根源は、家事労働を「女の私的労働」とし、生計労働を「男の社会的労働」としたところにある。①有給の育児・介護休業等で生計・家事労働への男女共同参加を進めて、性別役割分業を否定し、②保育所・ホームヘルパー等の社会サービスや育児・介護期間の就労期間への算入等で家事労働の社会化を進め、社会的に不可欠な労働は同じ評価を受けるようにする。③わが党および国、自治体にクォーター制度を導入し、五年以内に女性が三〇%を下回らないことをめざす。

18、子どもは未来の希望である。子どもは保護の対象であるばかりでなく、人権の主体である。われわれの社会は「子どもの最善の利益」を追求する。体罰、虐待、性、暴力、校則などのもつて苦しむ子どもを解き放つことは子どもの人権確立の第一歩である。

19、われわれはエイズ患者や同性愛者を差別・排除しない。すべての病者の権利は擁護される。われわれは、さまざまな差別と人権侵害のために、人間の尊厳が傷つけられている人々と連帯する。死刑制度は廃止されるべきである。

20、われわれはノーマライゼーションの理念のもとで施設収容型福祉から地域参加型福祉への転換を図る。高齢者は尊敬され、その貴重な労働・人生経験を生かした活躍の場が保障されなければならない。世代間任務分担を進め、六五歳定年制や高齢者向け職業訓練所・住宅を充実する。労働などの社会参加で障害者の自立を図るために雇用を保障し、自由に移動できる町づくりを進める。企業の高齢者・障害者雇用義務をもっと強化し、幼稚園と老人ホームの住宅街合築など関連施設の複合化と地域分散化を進める。

21、日本は単一民族国家ではない。われわれは、民族の多様性と内外人平等を大切にす日本社会を実現する。アイヌ民族の権利回復と非定住外国人の人権、そして定住外国人の社会保障、公務就労、自治体選挙権を認める。身分差別を歴史的に残存する部落解放の課題をふくめ、人権にかかわる基本法の抜本的整備を進める。

22、われわれは高齢者・病人・障害者・失業者に健康で文化的な生活を保障する。すべての高齢者に対し、社会保険税（累進課税・目的税）を財源とした、最低限度の生活を保障するナショナルミニマム年金を創設し、所得比例年金は保険料に応じた支給をめざす。予防と治療の同等重視、医師と治療法の自由選択の保障、医師・医療産業よりも被保険者優先の健康保険制度の確立がわれわれの医療政策である。診療と投薬に応じて報酬が支払われる現在の「出来高払い制」から、技術評価を高める「定額払い制」そして住民が主治医

を選択・登録し登録者数に応じて報酬を支払う「人頭払い制」に転換する。

23、文化の源泉は人間と自然との葛藤・調和である。しかし、文化は芸術・学問・スポーツなどの分野で大都市に偏重し、画一化が深まる中で創造力を失っている。文化は地域にねざした人びとの個性の参加によって多様性と新たな創造の活力を回復する。われわれは地域から世界に発信する多彩な創造力をうながす観賞・創作・研讀・参加・伝承の確保のための諸施設を政府と自治体の責任で保証する。国内の種々の国籍と宗教の間の理解と協調をうながし、アジアを中心とする諸文化の交流と連帯を進める。

24、われわれは学歴社会の是正をめざし、①教科書検定、学習指導要領などの中央集権的教育行政から、教育の具体的内容は地域と学校で決定する分権的教育に、②画一的教育から個性をひきだす教育に、③知識・技術偏重から考え方を学ぶ全人格教育に改革する。

25、マスメディアとジャーナリズムは、われわれの社会にとって欠くことのできない存在である。われわれは、ジャーナリズムの独自性と多様性に期待し、マスメディアが、いかなる勢力からも独立して自主性を確保することを支持する。マスメディアは倫理綱領やオンブズマン制度などで自律性を発揮すべきである。同時に一方的な情報の流れだけでなく双方向性を重視し、民主的な世論形成に貢献することを期待する。

資料2 九三年宣言に関する意見書（社会党香川県本、九三・四・三〇）

連合指導部にきざんとした対応を

作成中の九三年宣言につきまして、県本部大会を始め各機関会議の中で多くの意見が出されています。

さらに討議を深め、全党の意志を結集するよう努力をすすめますが、九三年宣言作成に当って、原案に反映いただきたく、次の通り意見書を提出します。

1、党内民主主義で党の活力をとりもどすこと。

党中央の現状は、黨員・支持者の信頼と活動の情熱を大きく後退させています。

今の状態では、総選挙闘争に勝利することは困難ではないかと思われまます。

党内討論と合意を大切にし、党への結集力を高める党運営を行なってもらいたい。

特に九三年宣言は、綱領的文書と言われており、黨員・支持者が十分理解し、広く勤労諸階層の人々に支持されるために拙速に決定することなく、全党の意志を結集するよう十分時間をかけて討論する。

2、党の基本路線・基本政策は堅持する。

国内外の情勢は、憲法の空洞化をすすめてきた自民党政行が行き詰まり、わが党が結党以来かかかってきた護憲（憲法理念を実現することも含む）の政治が求められている時代となっている。

憲法見直し論が改憲の立場から出され、改革派を自認していますが、結果として保守二党論に組みする動きである。

今こそ護憲の党としての輝かしい歴史と伝統を守り発展させる党の路線・政策として党の政権構想の基本にすえるべきである。

従って、党の基本政策は堅持し、内容の豊富化をはかっていたいただきたい。

特に安保・自衛隊については違憲であること。従っていかなる軍事力も軍事同盟も解消する原則を貫くこと。安全保障基本法の制定は、自衛隊合憲につながる内容であり、賛成できない。むしろ、憲法理念を国内外に適用する平和創出のための基本法を考える時である。

3、連合政権の政策について

党の路線や基本政策と他党と協議して合意する連合（連立）政権との関連については、すでに党内では討論済みであり基本政策に基づいて柔軟に対応しなければならぬことは常識である。

しかし、九三年宣言に連合（連立）の政策を盛り込むことは、政党としての性格・主体性を失うことにつながります。従って、党の理念と先見性・連合（連立）政権の性格を明らかにする九三年宣言にしていだきたい。

4、政権を担う党作りを明らかにする。

政権党は、路線・政策・運動・組織・財政が一体的に強化・発展させて始めて生まれるものである。

政策がいくら現実的であっても、現実の政治に生かし、実現する力がなければ政党の機能は発揮できない。

党が前進して野党を結集する力がなければ、連合（連立）政権は実現できないことは明らかである。

九三年宣言には、政策・運動・組織について三位一体のものとして考えていただきたい。

5、政治倫理の確立を

既成政党に対する批判は、「政治とカネ」「政・官・財の腐敗構造」である。

わが党に対する支持率の低下も、自民党とのなれあい・うさんくささが原因である。

選挙制度を変えても政治腐敗は解決しない。政治腐敗の徹底究明・腐敗防止の実効があらなければ党の信頼は回復しないと思われれます。

九三年宣言には、わが党自らの姿勢を正し、国民の前に清潔な党としての政治倫理を公表し、政治の信頼を集める内容にしていだきたい。

6、総選挙闘争を間近にひかえ、党は重要な階段を迎えています。

闘いを前にした連合の一部では、護憲の候補者を選別支持および候補者を落とすための行動をとるとの動きも出ています。これを放置することは党と労働組合の関係をゆがめると共に、労働組合に従属する印象を強めています。

党は政党の主体性を堅持し、連合指導部に対し毅然とした対応をしていただきたい。

資料3 九三宣言への違憲書（社会党沖縄県本、九三・五・七）

「軍備国防」は「軍備亡国」である

一、不毛の論争を排し、求心力を高め機関論議を徹底せよ

選挙で敗北する度毎に、不毛の路線論争をくり返してきた。これは、敗北の原因である労組依存、組織活動の不徹底、日常活動のマンネリ化、不十分な地域活動と政策活動の立ち遅れなど徹底総括を棚上げし、路線問題にすり替え責任を転嫁するもので納得できない。

このような党中央の認識と対応では、マイナス要因を自から拡大し、不信任を増幅させ悪循環を積み重ねることになる。「論議ばかりくり返し、方針だけを書き替えて、実行しない日本社会党」との国民の批判を謙虚に受け止めるべきである。執行部は求心力を高め、機関論議を徹底させなければならない。

二、九三宣言は原則と現実を混同せず、政権戦略を明示せよ

なぜ、いま、九三宣言が必要か？ しかも、基本政策まで変えようとして。理解できない。九三宣言の必要性があるとすれば、それは政権戦略との関係であって「原則」とは別の、「現実的対応」の問題である。原則が不動のものであれば現実的対応は極めて柔軟でよいことが合意されており、一方、「連立」か「連合」かの政権構想が不徹底のために、混乱を深めているように思われる。

当然、党の方針は「連立政権」であり、したがって連立を組む各党間の基本政策の違いは留保した上で、当面緊急な政治課題で合意する政策によって政権を担うべきであり、このような政権戦略を明確にすべきである。「連立政権」の原則に反した他党の横車に属する「政権」は不要である。

三、原則の放棄は自殺行為、憲法及び党理念との整合性を堅持せよ

社会党には「結党の理念と護憲の党」をしての誇りがある。これらの原則を放棄することは、まさに解党路線の自殺行為である。仮に「連立政権」が実現した場合、安保、自衛隊、原発など自民党政治の「負」の遺産として引き継ぎ、現実的に対応することは当然であるが、しかし、現状、特に自衛隊を合憲として容認すればそこからは改革の展望も生れず、大衆運動をも抹殺することになる。

安保、自衛隊、原発などは、憲法及び党理念の立場に立って明確に否定すべきであり、この「否定」を「前提」にしてはじめて現実的な対応としての改革の方針も生まれるものと確信する。

四、「軍備国防」は「軍備亡国」である

沖縄県民は、去る沖縄戦で、軍隊（自衛隊も同じ）とは、絶対に国民を守る存在ではないことを身を以って体験した。今日の自衛隊も例外ではない。また、「軍事国防」には際限がなく、したがって「軍備亡国」の道そのものであり、今日すでに米・ソが実証した。

沖縄県本部は如何なる形にせよ、安保、自衛隊、原発などは絶対に容認できない。特に、安保や米軍基地問題については殆んど論議されていない。日米安保条約は相務協定というより、実態は米国防衛のための「前進戦略基地」の役割を担わされているものである。一方、ポスト冷戦による新秩序模索の中で、アメリカ一国による世界支配戦略の拠点基地として沖縄は位置づけられ、わが国が無原則・無批判にアメリカの軍事支配戦略の片棒を担ぐことは許されない。

仮想敵国は崩壊し、世界の潮流は日米安保を不要のものとしている。安保を廃棄し、友好条約を締結して日米関係を変革すべきである。党は今こそ、これらの具体的戦略についてプロセス及び、タイムスケジュールを明確に打ち出さなければならぬ。

資料4 党の基本政策と団結を守る特別決議（社会党宮崎県本、九三・五・八）

基本政策転換は党の自殺行為

いま、党中央において進められている党改革の論議は大混乱の中にある。とくに政権党をめざすために、党の基本政策を変更して連合政権をつくらうとする一部のグループや一部の党幹部の言動は目にあまるものがある。基本政策はあつてなきが如く軽視され、機関中心主義の党運営は無視されて、組織政党の態をなさない現状というほかない。

護憲・安保・自衛隊・原発・コメなどの基本政策は、わが党の戦後長年にわたつての討論と闘いによって歴史的に確立され、広く国民に支持されてきたものである。これを否定することはわが党の歴史と運動、ひいては存在そのものを否定するに等しき自殺行為であり、党员と一千万支持者を捨て去る解党的行為といわざるを得ない。

なかでも、六月初旬に原案という形ではあつても、対外的に発表するという九三宣言の中で、全党的合意を得ずしてかかる重要な問題にふれることは、分裂・解党に通ずるものであり、党の団結こそ何よりも優先すべきという立場から断じて認めることはできない。

勿論、これらの基本政策は国内外の情勢の変化、時代の流れによって変更され得るものであるが、それは全党の徹底した討論を経たうえでの理解と合意が前提とならなければならないものと確信する。

わが党が政権をめざそうとするとき、基本政策の相違はお互いに認めあつた上で、当面緊急の政治課題で一致する「連立政権」とするか、基本政策を他の党派にすり寄せて「連

合政権」をつくるか二つの方法があるが、その点について整理されていないところに今日の混乱の根源がある。

さきの党全国大会では、「緊急政治改革連立政権」をめざすことを議決している。この方針にそって政治改革、景気対策、環境・福祉問題など、国民の諸要求に応える政策課題に対処するための連立政権を樹立することで、党内の意志統一をはかり、党内の混乱を早急に収捨て、他党派および国民に向けて広く非自民の連立を呼びかけるべきである。

総評・社会党ブロックとして闘い継がれてきたわが党の歴史と運動こそが、わが党の存在の根幹をなすものである。その基盤のうえに立って、諸情勢に対応する改革を進め、非自民連立政権樹立の決意を国民に訴え、党への信頼を回復し、政権を支える国民の支持を求めることが急務である。

わが党が政権を担える党となる途は、ここにこそあると確信する。
右、決議する。

資料5 「九三宣言」に対する意見書（社会党佐賀県本、九三・四・二七）

党内民主主義ふまえ決定を

私たちは日本社会党中央本部に対し「九三宣言」の策定に関して以下の通り意見を表明する。

この際、カンボジアからの自衛隊撤退を始め、憲法擁護の闘い、更に金権腐敗を一掃する院内外の闘いの強化を強く求めるものである。

1、「九三宣言」では日本社会党が戦後一貫して大衆と共に闘い続け、確立してきた護憲、反自衛隊、反安保、反原発、日韓政策など、今日までの党の基本政策を安易に変更すべきでない。

2、「九三宣言」の作成に当たっては、党内民主主義を踏まえ全党員の討論を十分に尽くしたうえで策定すること。

仏社会党敗北の原因と将来

——社会党大敗に終わった仏総選挙(二)——

3、社会党離れの背景

【深刻な雇用問題】社会党離れの最大の背景が失業など深刻な雇用不安にあったという見方は、内外の多くの論評に共通している。欧州の好況のため八〇年代終り頃には落ち着いていた失業者数も、九〇年からの景気後退とともに再び増え始めた。総選挙直前の今年二月末、失業者数は三百万人に迫り、率にして一〇・五%まで上昇した。一〇%の水準を超えたのは八七年以来のことである。

ただし、雇用問題の深刻さを単に今回の景気後退の面から見ただけでは、その構造的な背景を理解したことはならない。話はさかのぼるが、八四年、当時のファビウス社会党内閣から本格化した大合理化政策が、フランスの雇用不安を長期化させる契機となったのである。深刻な失業を考える際に、このような政府主導の雇用削減政策の影響を忘れてはなるまい。大合理化のねらいは、硬直的で停滞的な基幹産業（鉄鋼、自動車、造船など）の国際競争力の強化にあった。それ以降、最近の表現で言うリストラクチャリング（事業の再構築）が主要産業で展開され、工場の閉鎖・移転・統合や雇用調整がひんばんに行われることになる。人員削減は、雇用情勢が好転した八〇年代末も続いたのである。

例えば、自動車各社は八〇年代初めから経営再建の一環としてひんばんに雇用を削減してきた。ルノー自動車の従業員数は八〇年に十万五千人であったが、九一年には、六万三千人にまで減少した。ルノーは今年、三千五百九十七名を新たに削減する予定である。また、プジョー自動車（五万五千人）も今年初め、早期退職とグループ内での配転により年内に二千五百九十七名を削減するという内容の雇用調整プランを組合に伝えた。両社とも欧州での業績は向上しており、人員削減は不況への対応というよりも生産性の向上が目的といわれる。とはいえ、この種のニュースにフランス人はもう慣れっこになってしまったのか、プジョーの合理化案を伝えるルモンド紙の記事（一月七日）も控えめであり、最近話題となった日産座間工場閉鎖の日本での扱いとの差を感じさせる。

【激怒した農漁民】農業交渉やEC統合で危機に瀕した農民や漁民も、今回社会党に異議を申し立てた。農漁民の声は、欧州統合の是非をめぐって実施された昨年九月の国民投票の際すでに表明されていた。投票では僅差ながらも賛成が反対を上回り、欧州統合条約（マーストリヒト条約）の批准が決まったが、反対派の比率が高かったといわれる職種は、輸入農産物との競争にさらされる農民（七七%）、中小企業経営者（六八%）、雇用情勢の悪化や社会的な権利の喪失を恐れる労働者（五四%）の三つであった（昨年八月の世論調査の結果）。

昨年十一月の米・EC農業交渉の際にも、輸出補助金の削減をめぐる合意に対して仏農民は反発し、各地で抗議行動を行った。北部ノール県のリール市では、最近フランスでも増えたマクドナルドの店舗に農民が押しかけ、店頭で干し草に火を付けタイヤを投げ入れてアメリカ農業の象徴に対して抗議した。

もっとも、EC統合や農業について、社会党に代わって野党保守が積極的に支持された

とは単純にいけないであろう。保守内部には、たしかにRPRのパスカ元内相のように国民投票の際に公然とマーストリヒト条約反対に回った議員もいる。統合反対を唱える議員は総選挙でも高い人気を得た。しかし、保守中道の基本的な立場は統合推進であり、その点で社会党と異なるわけではない。保守新内閣も、ドイツと並ぶEC中心国の内閣として統合推進の旗を降ろすことはできないはずである。

【政治腐敗の進行】左翼支持者の社会党離れの原因として、頻発する政治腐敗やスキャンダルも無視できない。これには政権の長期化の面も否定できないが、根本的には中道化・体制内化とともに進んだ党・議員体質の腐敗によるものと見るべきであろう。

昨年一月、公共事業発注にからみ建設会社数社が社会党に裏資金を提供したという疑いで、パリの社会党本部が捜査当局の自宅捜査を受けた。社会党は、二ヶ月後に迫った地域選挙への影響をねらった政治的な捜査と反駁したが、党本部そのものに捜査の手が伸びたことは大きな衝撃を与えた。また、昨年五月には、三月に発足したベレゴボワ内閣の都市相ベルナル・タビが、会社売却にからんで共同経営者との間でトラブルを起こし、閣僚を辞任するにいたった。タビは、九〇年にスポーツ用品のアディダス社を買収するなど、最近フランスで話題の政治家兼実業者である。このようなタイプの議員を閣僚にすえるとは、仏社会党も変貌したものである。

さらに、秋には、党書記長ファビウスが、首相時代の八五年に国立輸血センターのエイズ感染で二百五十人が死んだ事件で、刑事責任を問われることになった。この事件は腐敗や汚職とは異なる性格のものであったが、党の最高責任者が批判の矢面に立たされたことで、選挙戦をいっそう不利なものにする結果となった。また、首相のペレゴボワが、八九年に問題になったインサンダー取引き事件の中心人物だった実業家からマンション購入資金として百万フラン（二千万円）を無利子で借りていたことも判明した。こうしたなかで社会党は、昨春秋、政党への企業献金を党予算の四分の一に規制する政治腐敗防止法を制定したが、これも選挙目当ての感が否めず、支持者の信頼を回復するにはいたらなかったといえる。

4、社会党と保守共存の今後

【再建か分解か】少数政党化した社会党が今後党勢を回復することができるのか、それとも分解あるいは政界再編により消滅してしまうのか。大敗を受けて四月四日に行われた党執行委員会では、ファビウス書記長に代わってロカールを議長とする暫定執行部の発足が決まった。ファビウス本人は七月の党大会までの留任を望んだが、選挙敗北の責任を追及する側が六十二対四十九でこれを押し切った。新執行部二十一人のうち決まったのは、右派ロカール派五、ジョスパン派五、その他一で計十一人のみ。他の派は執行部への参加を拒否しているといわれる。左派CERESのリーダーとして八〇年綱領「社会主義プロジェ」を起草したシュペーヌマン元国防相は「エビネーの社会党は死んだ」として、今後は執行部に参加しない方針を明らかにした。エビネーとは、旧社会党や左翼諸潮流の結集により新生社会党が結成された七一年の党大会を指している。

これまで党責任者は、ジョスパン（八一〜八六年）、モーロワ（八七〜九二年）、ファビウス（九二〜九三年）といずれもミッテラン派ないしそれに近い派から出ていたが、今回初めてミッテランの宿敵である右派のロカールが就任した。だが、ミッテラン側近のデュ

マ前外相らはドローラEC委員長を大統領選候補とするよう主張している。自らも議席を失ったロカールが、果たして右派主導の指導体制を固め、政界再編の舵取りに成功するかどうか、前途は困難をさわめる。この党は、八一年に政権についてから西欧的な意味での中道化、社会化を重ねてきたものの、独米などとは違って組織労働者や大衆党員に基盤をもたず、党は膨大な数の自治体議員の集まりである。九五年には大統領選とともに自治体選も実施される。夏の党大会に向けて地方レベルでの党再建論議がどう展開されるのか、当面そこに期待したい。

【保守内閣の政策】他方、バラデュール新内閣の前途も多難である。前回の共存の際は左翼が五割近い議席を維持していたため、大統領・議会との間で緊張が絶えなかった。それに比べれば、今回左翼の議席は二割に満たず、新内閣は左翼からさしたる制約を受けずに内政を運営できるであろう。また、大統領の専権事項として前回は関与不可能であった国防・外交でも関与の余地が生じるかもしれない。だが、国民は保守に対して積極的な支持を与えたわけではない。雇用でも農業でも、保守の政策が容易に効果を上げられる環境にはない。EC統合をめぐる内部対立もあり、失敗を重ねる恐れも大きい。

すでに二月、保守は民営化と雇用対策を中心とする「保守綱領」を発表している。新内閣が予定している政策でまず注目したいのは、「経済の活性化」と財政赤字の補てんをねらいとする民営化である。民営化については、すでに保守と社会党に基本的な対立はない。前回の共存の際やり残した国有の全銀行、保険、大手メーカーが対象になる。パリ国立銀行、フランス総合保険、ルノー公団、化学のローヌプーランなどが候補に上がっている。

また、雇用面では企業の負担軽減により雇用を促進するとしている。社会保障の見直しが日程に上るであろうが、この点では左翼各党や労働組合との激しい対立が予想される。農家では、対米強硬路線、EC共通農業政策の再検討など軌道修正がはかれる可能性もあるが、先行きは不透明である。他方、EC統合では、中央銀行に独立権限をもたせ、昨年来の通貨フランの不安定を解消することが最大の課題といわれる。だが、フランス一国で解決できる問題ではなく、選択を誤れば内閣の命取りにもなりかねないであろう。

(九三年四月十二日・松村文人)

表 国民議会選挙の結果 注) ルモンド、ユマニテ両紙による。() 内は議席数。

			1981年	1986年	1988年	1993年
左翼	共産党	16.12 (44)	9.78 (35)	11.32 (27)	9.18 (24)	
	社会左翼	37.77 (285)	31.42 (208)	35.87 (276)	18.48 (67)	
	諸左翼	1.81	2.90	2.01	3.04	
	環境保護派	—	—	—	7.63 (0)	
右翼 (保守)	U D F	19.16 (63)	8.31 (53)	18.49 (430)	19.08 (207)	
	R P R	20.91 (88)	11.21 (76)	19.18 (128)	20.39 (242)	
	R P R = U D F	—	21.46 (147)	—	—	
	諸右翼	2.66 (0)	3.90 (14)	2.85 (13)	4.71 (35)	
	F N	—	9.65 (3.5)	9.65 (1)	12.51 (0)	
議席数			(488)	(573)	(575)	(577)

◇『紙ひとえの選択』出版一周年の集い◇

国鉄「分割・民営化」攻撃からはや十年。その間の組合員の気持を克明に綴った「国労鹿兒島一万分の一の記録」が『紙ひとえの選択』として世に出てから大変な好評をえて一年がたちました。本の編集、出版、販売はみんなで力を合わせることの重要性を改めて教えてくれました。そして多くの仲間との感動的な出会いが生れ、友人もたくさんできました。

飲んで食べながら楽しく国鉄闘争の環を拡げたい。そんな思いで『紙ひとえの選択』出版一周年の集いを開催します。

当日は、著者の桐原浩さんご夫妻、第三次広域採用で単身で上京、東京駅で働いている上床正夫さんの妻も鹿兒島からまいります。そのほか、牧之瀬宗一さんなど『紙ひとえの選択』登場人物がみなそろいます。

感想などと一緒に語りあいませんか。ご出席下さることを心まことにしています。

記

とき 一九九三年六月四日(金) 十八時受付十八時半開会

ところ きゆりあん六階(JR大井町駅下車一分) 東京都品川区東大井五―十八―一

Ⅲ〇三(五四七九) 四一〇〇

会費 三千円

※ ご出席のご連絡は五月二十八日(金)までに。

〇三(三三七七) 四六四九 社会通信社へ

◇読者からのおたより◇

差別用語では? 三月初め、大阪青年団結集会で『紙ひとえの選択』を見つけ購入。さっそく読みました。笹山久三さんの『飢餓船』をはじめ、国鉄労働者の共闘とそれを支えてきた国労組織の大きな力を感じました。読みながら博多、熊本などこの間接してきた闘争団同志のいっそうの健闘を願わずにはいられません。

それだけに、この本で残念なことがありました。それは「気違いのように」(四一頁)、「気違いじみた」(四三、一一四、一四三頁)、「盲従」(四三頁)といった文言がくり返し使われていることです。これらは精神障害者への差別用語として、今日ではほとんど使われなくなっています。一三六頁の中ほどに「人のいたみがわかっちゃいねえよ。……どれほど他人様のいたみを感じてきたんかね」という文言がありますが、本当にさまざまの人たちの「いたみがわかる」国労であってほしいと思います。そうしてこそ、この闘いはよりたしかなものになっていくのではないのでしょうか。

(大阪・T)

編集部より ご指導ありがとうございます。今後、日常生活のなかに生かしてまいりますと再確認しているところでです。